

パブリックコメント募集結果（案）

接着たて継ぎ材の日本農林規格の制定

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R2.10.15～11.13）

(1) 受付件数 4件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R2.9.24～11.22）

受付件数 なし

(別紙)

接着たて継ぎ材の日本農林規格案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4 品質		
4.1 寸法		
木口の短辺、長辺、材長の上限が設定されていないため、「4 品質」の部分もしくは「表B.1 標準寸法」において、その上限を規定して頂きたいです。 断面寸法については「表B.1 標準寸法」の長辺120mm短辺45mmを上限に設定することにより、製造者が調達する原材料の把握と管理が合理的に可能となりますし、上限の範囲で自由に寸法設定した製品製造も可能になります。また、長さの上限については、素材の流通量が多い4mに設定することにより、接着たて継ぎ材が4m素材で生産される製品の代替が可能となることが考えられますが、長さの上限がない場合、接着たて継ぎ材で定義されている建築物の構造耐力上主要な部分への転用の恐れもあることから、長さについても上限を設定するのが望ましいと考えます。	1	「4.1 寸法」において、木口の短辺を45mm及び木口の長辺を120mmとし、上限の規定を設けました。 なお、接着たて継ぎ材は、たて継ぎにより材長を自在に調整できるメリットがあり、また、現場での用途に応じた切断も行われるため、長さの上限については規定しておりません。 「3.1 接着たて継ぎ材」において、建築物の構造耐力上主要な部分に使用するものを除くと定義しており、用途について周知を十分に図っていくこととします。
4.2 接着の程度		
「4.2接着の程度」のa)、b)の1)1サイクル終了時の剥離率が5%以下でなければならぬところを10%以下に見直しが出来ないでしょうか。構造耐力上主要な部分に使用されない部材であることを加味して頂き、剥離率を10%に見直して頂きたい。	1	接着の程度の基準は、フィンガージョイントを有する他の規格から引用しており、検討段階において剥離率5%以下で問題ないとする試験結果が出ております。 10%以下で問題ないとするデータがないため、ご意見については今後の課題とさせていただきます。

4.4.5 フィンガージョイントの形状		
フィンガージョイント底部の隙き間の基準を設定している理由としては強度性能に繋がる部分が多いと考えております。隙き間1.5mmでの強度と例えば隙き間2.5mmの強度に大きな差があるとは思えません。「3.1 接着たて継ぎ材」の説明の中に建築物の構造耐力上主要な部分に使用するものを除く。とあるように製品性能を基準化するに当たり強度はそこまで重要ではない様に思われます。そのため、フィンガージョイントの底部の隙き間を1.5mmから2.0mm若しくは2.5mm等に見直して頂きたいと考えます。	1	フィンガージョイント底部の隙き間の基準は、他の規格から引用しており、検討段階において隙き間1.5mm以下で問題ないとする調査結果が出ております。 1.5mm以上でも問題ないとするデータがないため、ご意見については今後の課題とさせていただきます。
5 測定方法		
5.1 節		
材面の品質の基準で集中節の区分がありますが、「5測定方法」の部分にその方法が示されていません。集中節と判断するための測定区間を定めるとともに、「5.1 節」の部分にその測定方法を明記して頂きたいと考えます。	1	5.1.3に集中節径比の測定方法について追記しました。

パブリックコメント募集結果（案）

しょうゆの日本農林規格の一部改正案

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R2.10.16～R2.11.14）

(1) 受付件数 6件（3者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R2.9.9～R2.11.7）

受付件数 なし

(別紙)

しょうゆの日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 定義		
しょうゆのJASの体裁が大きく変わったが食品表示基準との関係はどうなるのか。しょうゆの定義は「食品表示基準に従う」とすると、食品表示基準が改正された場合も、食い違いによる混乱を防げるのではないか。	1	今回の改正では、しょうゆのJASをJISの規格票の様式に合わせましたが、しょうゆの定義については、「用語及び定義」の項で規定しており、これまでと変更ありません。なお、現在の食品表示基準の内容とも同じ内容となっています。 今後、仮にしょうゆのJASにおける定義の内容が食品表示基準と変わる可能性があった場合には、混乱が起きることのないよう十分に調整したいと考えています。
4 品質		
しょうゆのJASについて、特級・上級・標準と3種類の等級があるが、特級のみ本醸造になっている。本醸造以外は、「下等」と評価され、本醸造を製造していない業者のJAS離れを助長しているように思えるが、本醸造のみを特別扱いする理由は何か。	1	しょうゆの製造は本醸造方式が基本であること、また、醸造方式によって風味等品質が異なることから、こいくちしょうゆなどでは特級の対象となる製造方式を本醸造に限定しています。 また、事業者における生産、取引等においては、しょうゆのJASによる格付の有無や等級が指標となっており、その機能を十分に果たしていると考えています。 なお、しょうゆのJASでは、全窒素分や無塩可溶性固形分などの基準を設けるだけでなく、工場における施設の条件や品質管理の方法などの基準に適合することを第三者機関によって確認しており、等級に関わらず、一定の品質

		を満たしている製品であり、特級以外が「下等」というものではありません。
香り等主観に頼る「性状」は、客観性に欠けると思われる。窒素分・塩分・色度など客観的評価で示せるもののみで示してはどうか。	1	しょうゆは、その種類ごとに特徴的な色・味・香りを有しており、「性状」に規定した基準は、全窒素分等の数値では表せないしょうゆ独特の風味や熟成の度合いを判定する上で、重要な指標となっています。 なお、性状については、官能検査による評価ですが、官能検査の客観性を担保するため、登録認証機関において、性状の評価のための基準品の審査会や官能検査担当者の資格試験を実施するなど、公正な評価ができるよう努めています。
規格の添加物に関する項目は、添加物なし等の基準に変更する予定はないのか。	1	添加物は、コーデックスの食品添加物に関する一般規格の規定に基づき、使用する添加物の妥当性を判断し、その使用に当たっては必要かつ最小限とすることとしております。これによってしょうゆの品質が維持されていることから、現時点では変更の予定はありません。
その他		
体裁を直しただけと思われる部分があるが、実質的な改正はどこか。たまりしょうゆの色度は実質改正でいいのか。	1	今回の実質的な改正は、①たまりしょうゆの色度をしょうゆ標準色18番未満から22番未満に広げること、②全窒素分や無塩可溶性固形分等の単位を「%（容重）」から「g/100mL」に変更することです。 また、今後JASについては国際化も指向していくことから、しょうゆのJASもISOの様式を考慮して作成されたJISの規格票の様式に合わせました。
規格様式が大きく変わっているが、その背景を教えて欲しい。	1	今後JASについては国際化も指向していくことから、しょうゆのJASもISO

	の様式を考慮して作成されたJISの規格票の様式に合わせました。
--	---------------------------------

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

有機畜産物の日本農林規格の一部改正

1. 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R2. 10. 12～11. 10）

(1) 受付件数 1 件（1 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告等によるコメント $\left(\begin{array}{ll} \text{募集期間：事前意図公告} & \text{R2. 9. 14～11. 12} \\ \text{T B T 通報} & \text{R2. 9. 8～11. 7} \end{array} \right)$

受付件数 なし

(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見
に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
別表5 畜舎及び家きん舎の最低面積 等		
七面鳥に限らず、飼育面積の基準は緩い のではないかと。厳しくすることを検討す べき。	1	有機七面鳥の家きん舎等の最低面積 は、有機の国際的なガイドラインであ るCodexでは数値基準は定められてお りません。 今回定める基準（0.3㎡）は日本の 飼養実態及び専門家等からの意見を踏 まえ設定しており、諸外国と同程度の 基準となっていることから十分な面積 であると考えます。 なお、他の家畜並びに家きんについて も同様の考え方に基づき設定してお ります。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたの
で御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。